

○ 苫小牧市住民投票条例施行規則（平成27年規則第19号）

（趣旨）

第1条 この規則は、苫小牧市住民投票条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（請求代表者の証明）

第2条 条例第4条第1項の請求代表者（以下「請求代表者」という。）は、住民投票請求代表者証明書交付申請書（様式第1号）により、その請求の趣旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した住民投票請求書（様式第2号）を添え、市長に対し、住民投票請求代表者証明書（以下「請求代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、請求代表者が投票資格者名簿登録者（第6条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において投票資格者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）であり、かつ、住民投票請求書に記載された住民投票の請求をしようとする事項が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときその他条例又はこの規則に定められた方式を欠いていないときは、請求代表者に請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

(1) 条例第2条の市政の重要な課題でないとき。

(2) 条例第5条の形式でないとき。

(3) 条例第16条の規定により住民投票の請求を行うことができないとき。

（署名及び押印を求める手続）

第3条 請求代表者は、住民投票請求者署名簿（様式第3号）に住民投票請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して投票資格者名簿登録者に対し、署名及び押印を求めなければならない。

2 請求代表者は、投票資格者名簿登録者に委任し、市長に住民投票請求署名収集委任届（様式第4号）を提出して、投票資格者名簿登録者について前項の規定により署名及び押印を求めることができる。

（投票資格者名簿）

第4条 市長は、毎年3月、6月、9月及び12月（第6条第1項において「登録月」という。）並びに住民投票を行う場合に、投票資格者名簿の登録を行うものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならない。

（被登録資格）

第5条 投票資格者名簿の登録は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本の国籍を有する者又は永住外国人（条例第3条の永住外国人をいう。以下同じ。）で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されている者について行う。

(登録)

第6条 市長は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下この項において「本市の休日」という。）に当たるときは、同日の直後の本市の休日以外の日）に投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、住民投票を行う場合には、被登録資格の決定の基準となる日として市長が定める日（以下この項において「住民投票時登録の基準日」という。）現在（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該住民投票時登録の基準日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を有する者が日本の国籍を有する者でなくなったこと若しくは永住外国人が永住外国人でなくなったことを知ったとき。
- (2) 本市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票資格者名簿に関する手続)

第8条 この規則に定めるもののほか、投票資格者名簿に関する手続については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に定める選挙人名簿に関する手続の例による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月30日規則第21号改正）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日規則第16号改正）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

住民投票請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

(交付申請者)

住民投票請求代表者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

(交付申請者)

住民投票請求代表者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

苫小牧市住民投票条例施行規則第2条第1項の規定により、住民投票請求書を添えて、住民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

備考

氏名は自署（点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

様式第2号（第2条関係）

住民投票請求書

年 月 日

苫小牧市長 様

住民投票請求代表者

住所

氏名

（ 住民投票請求代表者  
住所  
氏名 ）

次の請求事項について、苫小牧市住民投票条例第4条第1項の規定により、住民投票を請求します。

1 請求事項

\_\_\_\_\_ について賛否を問う住民投票

2 請求の趣旨（1,000字以内で記載すること。）

---

---

---

---

---

---

---

---

---



様式第3号（第3条関係）

（その1）

（署名簿表紙）

年 月 日

住民投票請求者署名簿

\_\_\_\_\_について賛否を問う住民投票

（第 号）

この署名簿は、署名の証明（署名審査）が終了した日から7日間、縦覧に供されます。

(その2)

(署名用紙)

有効 無効 の印	番号	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印	代筆をした場合（心身の故障その他の事由により署名 することができないときのみ代筆を行うことができます。）				備 考
							代筆者の 住 所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏 名	代筆 者の 印	
		年 月 日	苫小牧市	年 月 日			苫小牧市	年 月 日			
		年 月 日	苫小牧市	年 月 日			苫小牧市	年 月 日			
		年 月 日	苫小牧市	年 月 日			苫小牧市	年 月 日			
		年 月 日	苫小牧市	年 月 日			苫小牧市	年 月 日			
		年 月 日	苫小牧市	年 月 日			苫小牧市	年 月 日			

備 考

- (1) 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通じる一連番号を付けること。
- (2) 住民投票請求書（写）並びに住民投票請求代表者証明書（写）又は署名及び押印を求めるための住民投票請求代表者の委任状は、これを署名簿表紙の次につづり込むこと。

様式第4号（第3条関係）

住民投票請求署名収集委任届

年 月 日

苫小牧市長 様

(委任者)

住民投票請求代表者

住所

氏名

(委任者)

住民投票請求代表者

住所

氏名

次の者に対し、\_\_\_\_\_について賛否を問う住民投票に関して、住民投票請求者署名簿に住民投票請求のための署名及び押印を求めることを委任したので、届け出ます。

(受任者)

署名収集者

住所

氏名

備 考

- (1) 住民投票請求代表者が2人以上あるときは、そのうち1人以上の住所及び氏名を記載すること。
- (2) 氏名は自署（点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。
- (3) 署名収集者が2人以上あるときは、それぞれ別葉とすること。